

令和4年12月12日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料  
(附属資料)

(令和4年12月7日付託分)

# 目 次

ページ

I 職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】	1
II 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】	2
III 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】	3
IV 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】	36
V 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】	37
VI 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】	38
VII 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】	39
VIII 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の給料表・新旧対照表	40
IX 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年神奈川県条例第67号）新旧対照表	51

I 職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する  
 条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】

市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例（昭和31年神奈川県条例第35号）新旧対照表  
 （第2条関係）

改 正	現 行
第1条～第2条（略） （降任、免職、休職及び降給の手續） 第3条（略） 2（略） 3 <u>前項の規定にかかわらず、任命権者は、県費負担教職員を、法第28条の2第1項本文の規定により他の職へ降任するときは、神奈川県教育委員会規則の定めるところにより、当該県費負担教職員に、その旨を通知して行わなければならない。</u>	第1条～第2条（略） （降任、免職、休職及び降給の手續） 第3条（略） 2（略） （新規）
第4条～第7条（略） 附 則 （施行期日） 1（略） （職員の方限に関する条例の一部改正） 2（略） （給料の特例による降給）	第4条～第7条（略） 附 則 （新規） 1（略） （新規） 2（略） （新規）
3 <u>学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）附則第8項の規定の適用を受ける職員（以下「給料の特例を受ける県費負担教職員」という。）に係る第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは「並びに給料の特例による降給（学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）附則第8項の規定の適用を受け、同項に規定する給料月額を受けることをいう。）とする」とする。</u>	
4 <u>第3条第2項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される第2条第1項に規定する給料の特例による降給（以下「給料の特例による降給」という。）については、適用しない。この場合において、任命権者は、給料の特例による降給をするときは、神奈川県教育委員会規則の定めるところにより、当該給料の特例を受ける県費負担教職員に、その旨を通知して行わなければならない。</u>	（新規）



Ⅲ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】

学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）新旧対照表  
（第2条関係）

改 正	現 行
<p>第1条～第4条（略） （初任給、昇給等の基準）</p> <p>第5条（略） 2～8（略）</p> <p>9 <u>地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（削除）</p> <p>第6条～第14条（略） （定年前再任用短時間勤務職員の特殊勤務手当の額）</p> <p>第14条の2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に支給する特殊勤務手当の額は、常勤の職員に支給する額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。</p> <p>第14条の3・第15条（略） （時間外勤務手当）</p> <p>第16条（略） 2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間</p>	<p>第1条～第4条（略） （初任給、昇給等の基準）</p> <p>第5条（略） 2～8（略）</p> <p>9 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額</u>は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>（短時間勤務職員の給料月額）</p> <p>第5条の2 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、前条第1項及び第9項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額にその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条～第14条（略） （短時間勤務職員_____の特殊勤務手当の額）</p> <p>第14条の2 <u>短時間勤務職員_____</u>に支給する特殊勤務手当の額は、常勤の職員に支給する額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。</p> <p>第14条の3・第15条（略） （時間外勤務手当）</p> <p>第16条（略） 2 <u>短時間勤務職員_____</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間</p>

改 正	現 行
<p>とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務させた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した人事委員会規則で定める時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第2条第5項及び第15条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定める勤務を除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の人事委員会規則で定める時間に限る。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項_____及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5・6 （略）</p>	<p>とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務させた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した人事委員会規則で定める時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>短時間勤務職員</u>が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第2条第5項及び第15条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定める勤務を除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の人事委員会規則で定める時間に限る。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項<u>（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）</u>及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5・6 （略）</p>

改 正	現 行
<p>第17条～第18条の3 (略) (期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100を」とあるのは「100分の57.5を」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19条の2・第19条の3 (略) (勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定幹部職員にあつては、100分の115)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定幹部職員にあつては、100分の55)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第20条の2 (略) (義務教育等教員特別手当)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p>	<p>第17条～第18条の3 (略) (期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100を」とあるのは「100分の57.5を」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19条の2・第19条の3 (略) (勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> _____以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定幹部職員にあつては、100分の115)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> _____ 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定幹部職員にあつては、100分の55)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第20条の2 (略) (義務教育等教員特別手当)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(<u>再任用職員</u> _____)にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p>

改 正	現 行
<p>3～5 (略) (定時制通信教育手当)</p> <p>第20条の4 定時制通信教育手当は、定時制の課程（夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。）を置く高等学校又は通信教育を行う高等学校の校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）及び教員（副校長（本務として当該高等学校の副校長の職にある者に限る。）、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）又は通信教育に従事する総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び定年前再任用短時間勤務職員に限る。）及び人事委員会規則で定める実習助手に限る。）に支給する。</p> <p>2 定時制通信教育手当の月額は、定時制の課程を置く高等学校の職員にあつては3万4,000円（管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては2万7,000円）、通信教育を行う高等学校の職員にあつては1万7,000円（管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては1万3,000円）とする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、これらの額にその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(産業教育手当)</p> <p>第21条 産業教育手当は、農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校において実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担当する副校長、教頭、総括教諭、教諭、助教諭、講師（常時勤務の者及び定年前再任用短時間勤務職員に限る。）及び実習助手で人事委員会規則で定めるものに支給する。</p> <p>2 産業教育手当の月額は、3万8,000円を超えない範囲内で、当該職員に適用される職務の級に応じて人事委員会規則で定める額とする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、それらの額にその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得</p>	<p>3～5 (略) (定時制通信教育手当)</p> <p>第20条の4 定時制通信教育手当は、定時制の課程（夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。）を置く高等学校又は通信教育を行う高等学校の校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）及び教員（副校長（本務として当該高等学校の副校長の職にある者に限る。）、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）又は通信教育に従事する総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び短時間勤務職員_____に限る。）及び人事委員会規則で定める実習助手に限る。）に支給する。</p> <p>2 定時制通信教育手当の月額は、定時制の課程を置く高等学校の職員にあつては3万4,000円（管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては2万7,000円）、通信教育を行う高等学校の職員にあつては1万7,000円（管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては1万3,000円）とする。ただし、<u>短時間勤務職員_____</u>にあつては、これらの額にその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(産業教育手当)</p> <p>第21条 産業教育手当は、農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校において実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担当する副校長、教頭、総括教諭、教諭、助教諭、講師（常時勤務の者及び短時間勤務職員_____に限る。）及び実習助手で人事委員会規則で定めるものに支給する。</p> <p>2 産業教育手当の月額は、3万8,000円を超えない範囲内で、当該職員に適用される職務の級に応じて人事委員会規則で定める額とする。ただし、<u>短時間勤務職員_____</u>にあつては、それらの額にその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得</p>



改 正	現 行
<p>た額とする。  <u>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</u>  第21条の2 第8条、第9条、第9条の4及び第15条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u>  第22条～第29条 (略)  附 則  1 (略)  (削除)  (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>た額とする。  <u>(再任用職員 _____ についての適用除外)</u>  第21条の2 第8条、第9条、第9条の4及び第15条の規定は、<u>再任用職員 _____ には適用しない。</u>  第22条～第29条 (略)  附 則  1 (略)  <u>(給料の切替及びその切替に伴う措置)</u>  2 <u>昭和32年4月1日(以下「切替日」という。)において切り替えられる職員の給料月額(以下「切替給料月額」という。)は、従前の例により同年3月31日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)に対応する附則別表第1から附則別表第5までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げる新給料月額に対応するそれぞれの給料表(その者がこの条例の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた別表第1から別表第5までに掲げる給料表をいう。)に定めるその者の属する職務の等級の号給とし、その者の属する職務の等級に新給料月額と同じ額の号給がないときは、その額とする。</u>  3 <u>旧給料月額が切替表に期間の定のある旧給料月額である職員のうち、附則第5項及び附則第6項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近上位の額(その額が切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近下位の額に対応する新給料月額に達しない額であるときは、その新給料月額)をその者の切替給料月額とする。</u>  4 <u>前項の規定により切替給料月額を決定された職員については、その者の切替給料月額を受ける期間(附則第5項及び附則第6項の規定により通算される期間を含む。)が昭和32年7月1日までにその者の旧給料月額について切替表に定める期間に達した者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p>10月1日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧給料月額を基礎として、附則第2項の規定を適用し、その日におけるその者の給料月額を決定するものとする。</p>
(削除)	<p>5 <u>第5条第4項及び第6項の規定の適用については、旧給料月額を受けていた期間（その期間が旧給料月額と従前の例によるその直近上位の給料月額との差額が700円未満である場合において6月、差額が700円以上1,500円未満である場合において9月、差額が1,500円以上である場合において12月をこえるときは、それぞれ6月、9月、12月）に3月（旧給料月額を受けていた期間が3月未満である職員で人事委員会の定めるものについては、6月）を加えた期間を切替給料月額を受ける期間に通算する。</u></p>
(削除)	<p>6 <u>職員のうち、給料月額が他との権衡を著しく失するため必要があると認められる者については、教育委員会の申出に基き知事が人事委員会の意見を聞いて定めるところにより、前項に定めるもののほか、一定の月数を切替給料月額を受ける期間に通算することができる。</u></p>
(削除)	<p>7 <u>前2項の場合において切替表に期間の定のある旧給料月額を基礎として附則第2項の規定に基き切替給料月額を決定された者については、前2項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧給料月額について切替表に定める期間を減じて通算する。</u></p>
(削除)	<p>8 <u>前3項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が職員の切替給料月額について給料表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、第5条第4項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間を短縮する。</u></p>
(削除)	<p>9 <u>附則第6項の規定の適用を受ける職員については、その者の切替給料月額を受ける期間に通算される期間が、その者の切替給料月額及びその上位の号給についてそれぞれ給料表に掲げる昇給期間の合計期間以上である場合においては、附則第5項の規定にかかわらず、切替日においてその者の号給を切替給料</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p>月額2号給以上上位の号給とすることができる。この場合において、その者の切替日後の最初の昇給については、前項の規定を準用する。</p> <p>10 昭和26年1月1日から切替日の前日までの間において従前の例による職務の等級における最高の号俸又はこれをこえる給料月額を受けた期間を有する職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、人事委員会の定めるところにより、6月をこえない範囲内でその者の切替日（附則第4項の規定により給料月額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日）以降における最初の昇給について、第5条第4項又は第6項に規定する昇給期間を短縮することができる。</p>
(削除)	<p>11 附則第2項又は附則第4項の規定により決定された給料月額がその者の属する職務の等級の最低の号給に達しない職員の当該号給に達するまでの昇給については、人事委員会規則の定めるところによる。</p>
(削除)	<p>12 切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和32年10月30日までに新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のその職員となつた日における職務の等級は、同年同月31日までに決定することができる。この場合において、同年同月1日以降職員の職務の等級が決定されるまでの間においては、人事委員会の定めるところにより、職員が同年9月30日において受けていた給料月額に相当する額（同年10月1日以降において新たに給料表の適用を受けることとなる職員については、人事委員会の定める額）をこの条例の規定による給料月額とみなしてこの条例を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を、この条例による給与の内払として支給する。</p>
(削除)	<p>13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>
(削除)	<p>(給料の調整額に関する経過規定)</p> <p>14 従前の例により給料の調整を受ける職を占める職員で引き続き同一の職を占め第6条の</p>

改 正	現 行
(削除)	<p>規定の適用を受けるものの給料の調整額については、切替日における同条の規定による給料の調整額が切替日の前日における従前の例による給料の調整額に達しないこととなる場合には、切替日以降引き続き同一の職を占める間に限り、同条による給料の調整額が切替日の前日における従前の例による給料の調整額に達するまで、その差額を同条の規定による給料の調整額に加算した額とする。</p> <p>15 職員について切替日以降昭和32年9月30日までに従前の例により既に支給された給料の調整額が第6条の規定による給料の調整額をこえている場合は、既に支給された給料の調整額は、同条の規定に基づいて支給されたものとみなす。</p> <p>(差額の支給)</p>
(削除)	<p>16 昭和32年9月30日における従前の例による職員の給料及び勤務地手当の月額合計額（以下本項において「旧給与月額」という。）が同日におけるこの条例の規定によるその者の給料及び暫定手当の月額合計額（以下本項において「新給与月額」という。）をこえるときは、新給与月額が同日における旧給与月額（給料表の適用を異にして異動する場合その他人事委員会の定める理由に該当する場合にあつては、人事委員会の定める額）に達するまでその差額を手当としてその者に支給する。この場合において、その差額の支給方法については、第22条の規定を準用する。</p> <p>(給与の内払)</p>
(削除)	<p>17 この条例の施行前に従前の例によつて既に職員に支払われた切替日以降昭和32年9月30日までの期間に係る給与は、この条例の規定による給与の内払とみなす。</p>
2 (略)	<p>18 (略)</p> <p>(勤務時間条例に係る読替)</p>
(削除)	<p>19 昭和32年4月1日からこの条例の施行の前日までの間においては、第2条中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間」とあるのは「従前の例による正規の勤務時間」と、第7条第6項中「勤務時間条例第2</p>

改 正	現 行
<p>3 (略) (削除) (給料表異動等における号給の決定等の特例)</p>	<p><u>条第4項に規定する勤務を要しない日」とあるのは「従前の例による勤務を要しない日」と、第17条第1項中「勤務時間条例第4条に規定する休日」とあるのは「従前の例による休日」と読み替えて、これらの規定を適用する。</u> 20 (略) (給料表異動等における号給の決定等の特例) (新設)</p>
<p>4 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動（教育職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表の適用を受ける職員から教育職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。）並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）又は給与条例第3条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに教育職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第3号に掲げる公安職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動（以下「給料表異動等」という。）をした者の号給を決定する場合において、第5条第1項及び第2項の規定により受けるべき号給（以下「新号給」という。）が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給（この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給（別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。）を含む。以下「旧号給」という。）に達しないこととなるとき（人事委員会規則で定める場合を除く。）のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えるときは、最高号給）の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最</p>	<p>21 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動（教育職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表の適用を受ける職員から教育職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。）並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）又は給与条例第3条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに教育職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第3号に掲げる公安職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動（以下「給料表異動等」という。）をした者の号給を決定する場合において、第5条第1項及び第2項の規定により受けるべき号給（以下「新号給」という。）が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給（この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給（別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。）を含む。以下「旧号給」という。）に達しないこととなるとき（人事委員会規則で定める場合を除く。）のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えるときは、最高号給）の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最</p>

改 正	現 行
<p>高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。</p>	<p>高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。<u>この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第7条の2第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第21項に規定する差額に相当する額との合計額」とする。</u></p>
<p>5 (略)</p>	<p>22 (略)</p>
<p>6 <u>附則第4項</u>の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給については、第5条第2項から第4項まで及び第5項ただし書の規定にかかわらず、<u>附則第4項</u>の規定に準じ、人事委員会規則の定めるところによる。</p>	<p>23 <u>附則第21項</u>の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給については、第5条第2項から第4項まで及び第5項ただし書の規定にかかわらず、<u>附則第21項</u>の規定に準じ、人事委員会規則の定めるところによる。</p>
<p>7 (略)</p>	<p>24 (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(期末手当の特別支給)</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>25 <u>昭和49年度に限り、第19条の規定による期末手当のほか、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和49年神奈川県条例第41号）の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する職員に対して、施行日から起算して10日を超えない範囲内において人事委員会規則で定める日に期末手当を支給する。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>26 <u>前項の規定による期末手当の額は、施行日において職員が受けるべき給料の月額等の合計額（第19条の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。）に100分の30を乗じて得た額に、昭和49年3月2日から施行日までの間におけるその者の在職期間に応じて人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>27 <u>前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(期末手当の額の特例)</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>28 <u>昭和54年3月1日に在職する職員のうち、昭和53年12月に期末手当を支給され、かつ、同月1日以降引き続き在職する職員（人事委</u></p>

改 正	現 行
	<p>員会の定めるこれに相当する者を含む。)に係る昭和54年3月に支給される期末手当の額については、第19条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による当該期末手当の額(以下「期末手当額」という。)から、昭和53年12月1日現在において当該職員が受けるべき給料の月額等の合計額(同条の規定により支給される期末手当(この条例に相当する条例その他の規程の規定により支給される期末手当を含む。)の額の計算の基礎となる給料の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算出した額をいう。)に100分の10を乗じて得た額に、同日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合(人事委員会の定める者にあつては、人事委員会の定める割合)を乗じて得た額(当該額が期末手当額を超える場合にあつては、期末手当額)を差し引いた額とする。</p>
(削除)	<p>(期末手当に関する特例) 29 平成11年3月、同年6月、同年12月及び平成12年3月に支給する期末手当の額は、第19条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の8(管理職手当を受けべき職を占める職員にあつては100分の15)に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p>
(削除)	<p>(勤勉手当に関する特例) 30 平成11年6月及び同年12月に支給する勤勉手当の額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の8(管理職手当を受けべき職を占める職員にあつては100分の15)に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p>
(削除)	<p>(給料月額に関する特例) 31 平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間における給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の2(管理職手当を受けべき職を占める職員にあつては、100分の4)に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたとき</p>

改 正	現 行
(削除)	<p>は、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</p> <p>(1) <u>管理職手当、調整手当(他の給与の算出の基礎となるものに限る。以下同じ。)、へき地手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当</u></p> <p>(2) <u>職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する退職手当(以下「退職手当」という。)</u></p> <p>(3) <u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年神奈川県条例第67号)第3条第1項に規定する教職調整額(他の給与の算出の基礎となるものに限る。附則第34項、第41項及び第49項において「教職調整額」という。)</u></p> <p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p> <p>32 平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間における給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の2(管理職手当を受けべき職を占める職員にあつては、100分の4)に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、調整手当、へき地手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</p> <p><u>(管理職手当に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>33 平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間における管理職手当の月額は、第7条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の5に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p> <p><u>(給料月額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>34 平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間における給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわら</p>



改 正	現 行
(削除)	<p>ず、これらの規定により定められる額からその100分の2（管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては、100分の4）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</p> <p>(1) <u>管理職手当、調整手当、へき地手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当</u></p> <p>(2) <u>退職手当</u></p> <p>(3) <u>教職調整額</u></p> <p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>35 <u>平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間における給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の2（管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては、100分の4）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、調整手当、へき地手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(管理職手当に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>36 <u>平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間における管理職手当の月額は、第7条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>(給料月額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>37 <u>平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の4に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、</u></p>

改正	現行
(削除)	<p><u>これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p>(1) <u>管理職手当、調整手当、へき地手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当</u></p> <p>(2) <u>退職手当</u></p> <p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p> <p>38 <u>平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の4に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、調整手当、へき地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p>
(削除)	<p><u>(給料月額に関する特例)</u></p> <p>39 <u>平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第21項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の4に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p>(1) <u>管理職手当、地域手当（他の給与の算出の基礎となるものに限る。以下同じ。）</u>、 <u>へき地手当、期末手当、勤勉手当及び定時制通信教育手当</u></p> <p>(2) <u>退職手当</u></p> <p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>40 <u>平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の4に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、へき地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額と</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p>する。  <u>(給料月額に関する特例)</u>  41 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員以外の職員（再任用職員を除く。以下同じ。）の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第21項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</p> <p>(1) 地域手当、へき地手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当及び勤勉手当  (2) 退職手当  (3) 教職調整額</p>
(削除)	<p>42 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第21項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の6に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</p> <p>(1) 地域手当、へき地手当、期末手当及び勤勉手当  (2) 退職手当</p>
(削除)	<p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>43 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員以外の職員の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、へき地手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</p>
(削除)	<p>44 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を</p>

改 正	現 行			
	<p>占める職員の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の6に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、へき地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</p>			
(削除)	<p>(期末手当に関する特例)  45 平成21年6月に支給する期末手当に関する第19条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。</p>			
(削除)	<p>(勤勉手当に関する特例)  46 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第20条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。</p>			
(削除)	<p>(給料月額に関する特例)</p>			
(削除)	<p>47 平成31年3月31日までの間、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第21項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額と同欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ同表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 給料の調整額</li> <li>(2) 退職手当</li> <li>(3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項に規定する教職調整額（退職手当の算出の基礎となるものに限る。）</li> </ol>			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">給料表</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">職務の級</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">割合</td> </tr> </table>	給料表	職務の級	割合
給料表	職務の級	割合		

改正	現行		
(削除)	教育職給料表	3級	100分の0.35
(削除)		4級及び5級	100分の0.55
	学校行政職給料表	6級	100分の0.35
	海事職給料表(1)	6級	100分の0.35
(削除)	<p>48 <u>前項に定めるもののほか、同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>49 <u>平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における職員（再任用職員のうち管理職手当を受けるべき職を占める職員以外の者を除く。）の給料月額は、第3条から第5条の2まで並びに附則第21項及び第47項の規定にかかわらず、第3条から第5条の2まで及び附則第21項の規定により定められる額からその100分の4（教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上である者にあつては、100分の6）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第21項の規定により定められる額とする。</u></p> <p>(1) <u>地域手当、へき地手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) <u>退職手当</u></p> <p>(3) <u>教職調整額</u></p> <p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p>		
(削除)	<p>50 <u>平成25年4月1日から同年6月30日まで及び平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における職員（再任用職員のうち管理職手当を受けるべき職を占める職員以外の者を除く。）の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の4（教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上である者にあつては、100分の6）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、へき地手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(管理職手当に関する特例)</u></p>		

改正	現行																				
(削除)	<p>51 <u>平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における管理職手当の月額</u>は、<u>第7条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>(給料月額に関する特例)</u></p>																				
(削除)	<p>52 <u>平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者の給料月額</u>は、<u>第3条から第5条の2まで並びに附則第21項、第47項及び第49項の規定にかかわらず、第3条から第5条の2まで及び附則第21項の規定により定められる額から、その額と同表の職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給に応じそれぞれ同表の割合欄に掲げる割合（再任用職員にあつては、100分の4）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第21項の規定により定められる額とする。</u></p> <p>(1) <u>給料の調整額、地域手当（期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となるものに限る。）</u>、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) <u>退職手当</u></p> <p>(3) <u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項に規定する教職調整額（期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となるものに限る。）</u></p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 1653 951 1742">給料表</th> <th data-bbox="951 1653 1031 1742">職務の級</th> <th data-bbox="1031 1653 1198 1742">号給</th> <th data-bbox="1198 1653 1414 1742">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 1742 951 2047" rowspan="6">教育職給</td> <td data-bbox="951 1742 1031 1787">1級</td> <td data-bbox="1031 1742 1198 1787">全ての号給</td> <td data-bbox="1198 1742 1414 1787">100分の4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="951 1787 1031 1877" rowspan="4"></td> <td data-bbox="1031 1787 1198 1877">1号給から47号給まで</td> <td data-bbox="1198 1787 1414 1877">100分の4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1031 1877 1198 1921">48号給</td> <td data-bbox="1198 1877 1414 1921">100分の4.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1031 1921 1198 1966">49号給</td> <td data-bbox="1198 1921 1414 1966">100分の5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1031 1966 1198 2011">50号給</td> <td data-bbox="1198 1966 1414 2011">100分の5.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="951 2011 1031 2047">2級</td> <td data-bbox="1031 2011 1198 2047">51号給から</td> <td data-bbox="1198 2011 1414 2047">100分の6</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	号給	割合	教育職給	1級	全ての号給	100分の4		1号給から47号給まで	100分の4	48号給	100分の4.5	49号給	100分の5	50号給	100分の5.5	2級	51号給から	100分の6
給料表	職務の級	号給	割合																		
教育職給	1級	全ての号給	100分の4																		
		1号給から47号給まで	100分の4																		
		48号給	100分の4.5																		
		49号給	100分の5																		
		50号給	100分の5.5																		
	2級	51号給から	100分の6																		

改正	現 行			
	料表		69号給まで	
			70号給	100分の6.5
			71号給	100分の7
			72号給	100分の7.5
			73号給から	100分の7.77
			185号給まで	
		3級	全ての号給	100分の7.77
		4級及び5級	全ての号給	100分の9.77
	学校栄養職給料表	1級及び2級	全ての号給	100分の4
		3級	全ての号給	100分の6
		4級	全ての号給	100分の7.77
	学校行政職給料表	1級及び2級	全ての号給	100分の4
		3級	全ての号給	100分の6
		4級以上	全ての号給	100分の7.77
	海事職給料表(1)	3級以下	全ての号給	100分の4
		4級以上	全ての号給	100分の7.77
	海事職給料表(2)	全ての級	全ての号給	100分の4
(削除)	(期末手当に関する特例)			
	<p>53 平成25年12月に支給する勤勉手当の額は、<u>第19条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p>			
(削除)	(勤勉手当に関する特例)			
	<p>54 平成25年12月に支給する勤勉手当の額は、<u>第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p>			
	(期末手当に関する特例)			

改 正	現 行
(削除)	<p>55 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当（管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。）の額は、第19条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>（勤勉手当に関する特例）</u></p>
(削除)	<p>56 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する勤勉手当（管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。）の額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p>
<u>（特定日以後の給料の特例）</u>	(新規)
<p>8 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第10項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける職員にあつては、これらの規定により加算した額を含む。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</u></p> <p><u>（附則第4項の規定により号給を決定された職員又は職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年神奈川県条例第98号）附則第3項から第5項まで若しくは第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員その他の人事委員会規則で定める者にあつては、人事委員会規則で定める額）とする。</u></p>	(新規)
<p>9 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律に</u></p>	(新規)



改 正	現 行
<p>より任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</p> <p>(2) <u>職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員</u></p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p>(4) <u>職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p>10 <u>地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第12項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>11 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

改 正	現 行																											
<p>額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p>																												
<p>12 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>	(新規)																											
<p>13 <u>附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>	(新規)																											
<p>14 <u>附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年神奈川県条例第67号）第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給与条例附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>	(新規)																											
<p>15 <u>附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p>	(新規)																											
(削除)	<p>附則別表第1 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の切替表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旧給料月額</th> <th>新給料月額</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6,050</td> <td style="text-align: center;">6,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6,200</td> <td style="text-align: center;">7,000</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6,400</td> <td style="text-align: center;">7,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6,600</td> <td style="text-align: center;">7,400</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6,900</td> <td style="text-align: center;">7,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7,200</td> <td style="text-align: center;">8,000</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7,500</td> <td style="text-align: center;">8,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	旧給料月額	新給料月額	期間	円	円	月	6,050	6,600		6,200	7,000	6	6,400	7,000		6,600	7,400	6	6,900	7,400		7,200	8,000	6	7,500	8,000	
旧給料月額	新給料月額	期間																										
円	円	月																										
6,050	6,600																											
6,200	7,000	6																										
6,400	7,000																											
6,600	7,400	6																										
6,900	7,400																											
7,200	8,000	6																										
7,500	8,000																											

改 正	現 行		
	<u>7,800</u>	<u>8,600</u>	<u>6</u>
	<u>8,100</u>	<u>8,600</u>	
	<u>8,400</u>	<u>9,200</u>	<u>6</u>
	<u>8,700</u>	<u>9,200</u>	
	<u>9,000</u>	<u>9,800</u>	<u>6</u>
	<u>9,300</u>	<u>9,800</u>	
	<u>9,600</u>	<u>10,800</u>	<u>9</u>
	<u>10,000</u>	<u>10,800</u>	<u>3</u>
	<u>10,400</u>	<u>11,800</u>	<u>9</u>
	<u>10,800</u>	<u>11,800</u>	<u>6</u>
	<u>11,200</u>	<u>11,800</u>	
	<u>11,600</u>	<u>12,800</u>	<u>6</u>
	<u>12,100</u>	<u>12,800</u>	
	<u>12,600</u>	<u>13,800</u>	<u>6</u>
	<u>13,100</u>	<u>13,800</u>	
	<u>13,600</u>	<u>14,800</u>	<u>6</u>
	<u>14,100</u>	<u>14,800</u>	
	<u>14,600</u>	<u>15,800</u>	<u>6</u>
	<u>15,100</u>	<u>15,800</u>	
	<u>15,600</u>	<u>16,800</u>	<u>3</u>
	<u>16,300</u>	<u>17,800</u>	<u>6</u>
	<u>17,000</u>	<u>18,800</u>	<u>9</u>
	<u>17,700</u>	<u>18,800</u>	
	<u>18,400</u>	<u>19,800</u>	<u>3</u>
	<u>19,100</u>	<u>20,800</u>	<u>9</u>
	<u>19,800</u>	<u>20,800</u>	<u>3</u>
	<u>20,500</u>	<u>21,800</u>	<u>6</u>
	<u>21,200</u>	<u>22,800</u>	<u>9</u>
	<u>22,000</u>	<u>23,800</u>	<u>9</u>
	<u>22,800</u>	<u>23,800</u>	
	<u>23,600</u>	<u>24,800</u>	
	<u>24,400</u>	<u>25,800</u>	<u>3</u>
	<u>25,300</u>	<u>27,000</u>	<u>3</u>
	<u>26,200</u>	<u>28,200</u>	<u>6</u>
	<u>27,300</u>	<u>29,400</u>	<u>6</u>
	<u>28,400</u>	<u>30,600</u>	<u>9</u>
	<u>29,500</u>	<u>31,800</u>	<u>9</u>
	<u>30,600</u>	<u>31,800</u>	
	<u>31,700</u>	<u>33,300</u>	
	<u>32,800</u>	<u>34,800</u>	<u>3</u>
	<u>33,900</u>	<u>36,300</u>	<u>6</u>
	<u>35,300</u>	<u>37,800</u>	<u>6</u>
	<u>36,700</u>	<u>39,300</u>	<u>9</u>
	<u>38,100</u>	<u>40,800</u>	<u>9</u>

改 正	現 行			
(削除)	39,600	42,300	6	
	41,100	43,800	6	
	42,700	45,300	6	
	44,300	46,800	3	
	45,900	48,300	3	
	47,500	49,800	3	
	49,100	51,300	3	
	50,700	52,800	3	
	附則別表第2 中学校、小学校等教育職給料表 の適用を受ける職員の切替表			
	旧給料月額	新給料月額	期間	
円	円	月		
6,050	6,600			
6,200	7,000		6	
6,400	7,000			
6,600	7,400		6	
6,900	7,400			
7,200	8,000		6	
7,500	8,000			
7,800	8,600		6	
8,100	8,600			
8,400	9,200		6	
8,700	9,200			
9,000	9,800		6	
9,300	9,800			
9,600	10,600		6	
10,000	10,600			
10,400	11,400		6	
10,800	11,400			
11,200	12,300		6	
11,600	12,300			
12,100	13,300		6	
12,600	13,300			
13,100	14,300		6	
13,600	14,300			
14,100	15,300		6	
14,600	15,300			
15,100	16,300		6	
15,600	17,300		9	
16,300	17,300			
17,000	18,300		3	
17,700	19,300		6	
18,400	20,300		9	
19,100	20,300		3	

改 正	現 行		
	19,800	21,300	9
	20,500	21,300	
	21,200	22,300	
	22,000	23,300	3
	22,800	24,300	6
	23,600	25,300	9
	24,400	26,400	9
	25,300	26,400	
	26,200	27,600	
	27,300	28,800	3
	28,400	30,000	3
	29,500	31,200	3
	30,600	32,400	3
	31,700	33,600	3
	32,800	34,800	3
	33,900	36,000	3
	35,300	37,200	3
	36,700	38,700	3
	38,100	40,200	3
	39,600	41,700	3
	41,100	43,200	3
	42,700	44,700	3
	44,300	46,200	
	45,900	47,700	
(削除)	附則別表第3 学校事務職給料表の適用を受ける職員の切替表		
	旧給料月額	新給料月額	期間
	円	円	月
	5,500	6,100	6
	5,600	6,100	
	5,700	6,300	6
	5,800	6,300	
	5,900	6,600	6
	6,050	6,600	
	6,200	7,000	6
	6,400	7,000	
	6,600	7,400	6
	6,900	7,400	
	7,200	8,000	6
	7,500	8,000	
	7,800	8,600	6
	8,100	8,600	
	8,400	9,200	6
	8,700	9,200	

改 正	現 行		
	9,000	9,800	6
	9,300	9,800	
	9,600	10,600	6
	10,000	10,600	
	10,400	11,400	6
	10,800	11,400	
	11,200	12,300	6
	11,600	12,300	
	12,100	13,300	6
	12,600	13,300	
	13,100	14,300	6
	13,600	14,300	
	14,100	15,300	6
	14,600	15,300	
	15,100	16,300	6
	15,600	17,300	9
	16,300	17,300	
	17,000	18,300	3
	17,700	19,300	6
	18,400	20,300	9
	19,100	20,300	3
	19,800	21,400	9
	20,500	21,400	
	21,200	22,600	6
	22,000	23,800	9
	22,800	23,800	
	23,600	25,000	3
	24,400	26,200	6
	25,300	27,500	9
	26,200	27,500	
	27,300	28,900	3
	28,400	30,300	6
	29,500	32,000	9
	30,600	32,000	
	31,700	33,700	3
	32,800	35,400	6
	33,900	37,100	9
	35,300	37,100	
	36,700	38,800	3
	38,100	40,500	6
	39,600		
(削除)	附則別表第4 海事職給料表(1)の適用を受ける 職員の切替表		
	旧給料月額	新給料月額	期間

改正	現 行		
	円	円	月
	6,900	7,400	
	7,200	8,000	6
	7,500	8,000	
	7,800	8,600	6
	8,100	8,600	
	8,400	9,200	6
	8,700	9,200	
	9,000	10,000	6
	9,300	10,000	3
	9,600	10,800	9
	10,000	10,800	3
	10,400	11,800	9
	10,800	11,800	6
	11,200	11,800	
	11,600	12,800	6
	12,100	12,800	
	12,600	13,800	6
	13,100	13,800	
	13,600	14,800	6
	14,100	14,800	
	14,600	15,800	6
	15,100	15,800	
	15,600	16,800	3
	16,300	18,000	9
	17,000	18,000	
	17,700	19,200	6
	18,400	20,400	9
	19,100	20,400	3
	19,800	21,600	9
	20,500	21,600	3
	21,200	22,800	9
	22,000	22,800	
	22,800	24,200	6
	23,600	25,600	9
	24,400	25,600	
	25,300	27,000	3
	26,200	28,400	6
	27,300	29,800	9
	28,400	29,800	
	29,500	31,200	3
	30,600	32,600	6
	31,700	34,200	9
	32,800	34,200	

改 正	現 行			
(削除)	33,900	35,800		
	35,300	37,400	3	
	36,700	39,000	6	
	38,100	40,600	6	
	39,600	42,200	6	
	41,100	43,800	6	
	42,700			
	附則別表第5 海事職給料表(2)の適用を受ける			
	職員の切替表			
	旧給料月額	新給料月額	期間	
	円	円	月	
	5,400	5,900		
	5,500	6,100	6	
	5,600	6,100		
	5,700	6,400	6	
	5,800	6,400	3	
	5,900	6,400		
	6,050	6,800	6	
	6,200	6,800		
	6,400	7,200	6	
	6,600	7,200		
	6,900	7,600	6	
	7,200	7,600		
	7,500	8,200	6	
7,800	8,200			
8,100	8,800	6		
8,400	8,800			
8,700	9,400	6		
9,000	9,400			
9,300	10,200	6		
9,600	10,200			
10,000	11,000	6		
10,400	11,000			
10,800	11,800	6		
11,200	11,800			
11,600	12,800	6		
12,100	12,800			
12,600	13,800	6		
13,100	13,800			
13,600	14,800	6		
14,100	14,800			
14,600	15,800	6		
15,100	15,800			
15,600	16,800	3		



改 正	現 行		
	16,300	17,800	6
	17,000	18,800	9
	17,700	18,800	
	18,400	19,800	3
	19,100	20,800	9
	19,800	20,800	3
	20,500	21,800	6
	21,200	22,800	9
	22,000	23,800	9
	22,800	23,800	
	23,600	24,800	
	24,400	25,800	3
	25,300	26,800	3
	26,200	27,800	3
	27,300	28,800	3
	28,400	29,800	

別表第1 (第3条関係)

## 教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		234,000	274,300	296,600	324,400	405,200
		0	0	0	0	0

備考 (略)

別表第2 (第3条関係)

## 学校栄養職給料表

職員	職務	1級	2級	3級	4級
----	----	----	----	----	----

別表第1 (第3条関係)

## 教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
再任用職員		234,000	274,300	296,600	324,400	405,200
		0	0	0	0	0

備考 (略)

別表第2 (第3条関係)

## 学校栄養職給料表

職員	職務	1級	2級	3級	4級
----	----	----	----	----	----

改正						現行					
の区分	の級の号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	の区分	の級の号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円			円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	再任用職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	再任用職員					
		円	円	円	円			188,700	243,500	256,900	282,100
		188,700	243,500	256,900	282,100						

備考 (略)

別表第3 (第3条関係)

学校行政職給料表

職員の区分	職務の級の号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		187,700	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 (略)

別表第3 (第3条関係)

学校行政職給料表

職員の区分	職務の級の号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)
再任用職員							
		187,700	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100
		00	00	00	00	00	00

改 正								現 行							
備考 (略) 別表第4 (第3条関係) 海事職給料表(1)								備考 (略) 別表第4 (第3条関係) 海事職給料表(1)							
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額			給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(略 )	円 (略 )	円 (略 )	円 (略 )	円 (略 )	円 (略 )	円 (略 )	再任 用職 員	(略 )	円 (略 )	円 (略 )	円 (略 )	円 (略 )	円 (略 )	円 (略 )
		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額			再任 用職 員	220,3 00	250,3 00	279,7 00	320,4 00	349,2 00
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		円 220,3 00	円 250,3 00	円 279,7 00	円 320,4 00	円 349,2 00	円 395,7 00			円 220,3 00	円 250,3 00	円 279,7 00	円 320,4 00	円 349,2 00	円 395,7 00
備考 (略) 別表第5 (第3条関係) 海事職給料表(2)								備考 (略) 別表第5 (第3条関係) 海事職給料表(2)							
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級		
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額			給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(略 )	円 (略 )	円 (略 )	円 (略 )	円 (略 )	円 (略 )	再任 用職 員	(略 )	円 (略 )	円 (略 )	円 (略 )	円 (略 )	円 (略 )		
		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額			再任 用職 員	215,10 0	229,60 0	231,60 0	253,70 0	282,20 0	
定年 前再		円 215,10 0	円 229,60 0	円 231,60 0	円 253,70 0	円 282,20 0			円 215,10 0	円 229,60 0	円 231,60 0	円 253,70 0	円 282,20 0		

改 正					現 行				
任用		円	円	円	円	円	円	円	円
短時									
間勤		215, 10	229, 60	231, 60	253, 70	282, 20			
務職		0	0	0	0	0			
員									
備考	(略)				備考 (略)				

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年神奈川県条例第21号）新旧対照表〈附則第9項関係〉

改 正	現 行
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例<u>附則第4項</u>の規定により号給を決定された者であつて、当該決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたもののうち、同条の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例<u>附則第4項</u>に規定する給料表異動等以外の異動により当該決定をされたもの（第4項及び第5項において「旧特例対象者」という。）の当該決定の日の前日に受けていた号給（以下この項において「旧号給」という。）の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>6 施行日前に第2条の規定による改正前の学校職員の給与等に関する条例<u>附則第4項</u>の規定により号給を決定された者であつて、当該決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたものうち、同条の規定による改正後の学校職員の給</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例<u>附則第22項</u>の規定により号給を決定された者であつて、当該決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたもののうち、同条の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例<u>附則第22項</u>に規定する給料表異動等以外の異動により当該決定をされたもの（第4項及び第5項において「旧特例対象者」という。）の当該決定の日の前日に受けていた号給（以下この項において「旧号給」という。）の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>6 施行日前に第2条の規定による改正前の学校職員の給与等に関する条例<u>附則第21項</u>の規定により号給を決定された者であつて、当該決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたものうち、同条の規定による改正後の学校職員の給</p>

改 正	現 行
<p>与等に関する条例附則第4項に規定する給料表異動等以外の異動により当該決定をされたもの（第8項及び第9項において「旧特例対象者」という。）の当該決定の日の前日に受けていた号給（以下この項において「旧号給」という。）の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。</p> <p>7～9 （略）</p>	<p>与等に関する条例附則第21項に規定する給料表異動等以外の異動により当該決定をされたもの（第8項及び第9項において「旧特例対象者」という。）の当該決定の日の前日に受けていた号給（以下この項において「旧号給」という。）の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。</p> <p>7～9 （略）</p>



V 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】

外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年神奈川県条例第7号）新旧対照表  
 〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>(県費負担教職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、神奈川県と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員（以下「<u>県費負担教職員</u>」という。）（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる県費負担教職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <hr/> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になつている県費負担教職員（人事委員会規則で定める県費負担教職員を除く。）</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める県費負担教職員</u></p>	<p>(県費負担教職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、神奈川県と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員（次項に定める職員を除く。以下「<u>県費負担教職員</u>」という。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる県費負担教職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。</u>）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>地方公務員法</u> 第22条に規定する条件付採用になつている県費負担教職員（人事委員会規則で定める県費負担教職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(新設)</p>





VII 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表  
【教育委員会関係】

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年神奈川県条例第67号）新旧対照表

〈第3号関係〉

改 正	現 行
<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長（これに相当する者を含む。）、教頭、総括教諭（これに相当する者を含む。）、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>第3条～第7条（略）</p>	<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長（これに相当する者を含む。）、教頭、総括教諭（これに相当する者を含む。）、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>第3条～第7条（略）</p>

Ⅷ 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の給料表・新旧対照表

教育職給料表（令和4年度の改定）

※「改定額」は現行の給料月額との比較

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,400	4,400	180,200	4,400	257,000	3,200	296,000	3,000	406,700	0
	2	165,900	4,400	182,300	4,400	259,400	3,200	298,600	3,000	408,200	0
	3	167,400	4,400	184,400	4,400	261,900	3,200	301,400	2,900	409,700	0
	4	168,900	4,400	186,600	4,400	264,100	3,100	303,800	2,900	411,200	0
	5	170,500	4,400	188,600	4,400	266,600	3,000	306,300	2,900	412,600	0
	6	172,400	4,400	190,600	4,200	268,900	2,900	308,400	2,700	414,000	0
	7	174,200	4,400	192,700	4,100	271,100	2,900	310,700	2,700	415,500	0
	8	176,000	4,400	194,800	4,000	273,200	2,800	312,800	2,400	417,100	0
	9	177,700	4,400	197,000	4,000	275,300	2,800	314,900	2,100	418,500	0
	10	179,800	4,400	199,600	3,800	277,500	2,800	317,200	2,000	419,900	0
	11	181,800	4,400	202,200	3,700	279,600	2,700	319,600	1,700	421,300	0
	12	183,700	4,300	204,800	3,600	281,500	2,700	322,100	1,300	422,600	0
	13	185,600	4,300	207,400	3,400	283,800	2,700	324,500	1,300	423,900	0
	14	187,700	4,200	209,100	3,400	285,500	2,500	326,400	1,300	425,300	0
	15	189,800	4,100	210,700	3,400	287,400	2,500	328,300	1,300	426,700	0
	16	191,900	4,000	212,400	3,400	289,200	2,300	330,400	1,300	428,100	0
	17	194,100	4,000	214,200	3,400	290,600	2,000	332,200	1,100	429,300	0
	18	196,400	3,700	215,800	3,400	292,700	1,800	334,400	1,100	430,600	0
	19	198,900	3,700	217,500	3,400	294,700	1,500	336,500	1,100	431,800	0
	20	201,200	3,500	219,100	3,400	296,900	1,200	338,500	1,100	433,100	0
	21	203,600	3,400	220,900	3,400	298,900	1,200	340,600	1,000	434,200	0
	22	205,200	3,300	222,800	3,400	301,300	1,200	342,400	900	435,400	0
	23	206,900	3,300	224,700	3,400	303,500	1,200	344,200	500	436,700	0
	24	208,600	3,300	226,600	3,400	306,100	1,200	345,800	0	438,000	0
	25	210,100	3,300	228,100	3,400	308,300	1,100	347,500	0	439,300	0
	26	211,600	3,300	230,100	3,400	310,700	1,100	349,300	0	440,500	0
	27	213,300	3,300	232,100	3,400	313,000	1,100	351,200	0	441,500	0
	28	214,900	3,300	234,100	3,400	315,200	1,100	353,100	0	442,600	0
	29	216,400	3,300	235,900	3,400	317,300	1,000	354,900	0	443,800	0
	30	218,100	3,300	238,600	3,400	319,100	800	356,700	0	444,600	0
	31	219,800	3,300	241,300	3,400	320,700	400	358,400	0	445,400	0
	32	221,500	3,300	244,000	3,400	322,300	0	360,300	0	446,300	0
	33	222,900	3,300	246,600	3,400	324,200	0	361,600	0	447,200	0
	34	224,700	3,300	249,400	3,400	326,300	0	363,300	0	447,700	0
	35	226,500	3,300	252,000	3,400	328,400	0	364,800	0	448,200	0
	36	228,200	3,200	254,700	3,400	330,400	0	366,600	0	448,700	0
	37	229,700	3,200	257,000	3,200	332,500	0	368,500	0	449,200	0
	38	231,500	3,200	259,400	3,200	334,600	0	370,000	0	449,700	0
	39	233,300	3,200	261,900	3,200	336,800	0	371,300	0	450,200	0
	40	235,100	3,200	264,100	3,100	339,000	0	372,900	0	450,700	0
	41	236,800	3,200	266,600	3,000	340,700	0	374,000	0	451,200	0
	42	238,500	3,200	268,900	2,900	342,900	0	375,400	0	451,700	0
	43	240,100	3,200	271,100	2,900	344,900	0	376,800	0	452,200	0
	44	241,700	3,200	273,200	2,800	347,100	0	378,300	0	452,700	0
	45	242,900	3,000	275,300	2,800	348,900	0	379,700	0	453,200	0
	46	244,200	3,000	277,500	2,800	350,800	0	381,300	0	453,700	0
	47	245,500	3,000	279,600	2,700	352,800	0	382,900	0	454,200	0
	48	246,600	2,900	281,500	2,700	354,800	0	384,400	0	454,700	0

職員 の区 分	職務の 級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		号 給	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額
	49	<u>247,900</u>	2,800	<u>283,800</u>	2,700	356,400	0	385,800	0	455,200	0
	50	<u>249,300</u>	2,700	<u>285,500</u>	2,500	358,300	0	387,300	0	455,700	0
	51	<u>250,500</u>	2,700	<u>287,400</u>	2,500	360,100	0	388,800	0	456,200	0
	52	<u>251,900</u>	2,600	<u>289,200</u>	2,300	362,000	0	390,200	0	456,700	0
	53	<u>253,000</u>	2,600	<u>290,600</u>	2,000	363,800	0	391,400	0	457,200	0
	54	<u>254,200</u>	2,600	<u>292,700</u>	1,800	365,500	0	392,700	0	457,700	0
	55	<u>255,500</u>	2,500	<u>294,700</u>	1,500	367,200	0	393,800	0	458,200	0
	56	<u>256,500</u>	2,500	<u>296,900</u>	1,200	368,800	0	394,900	0	458,700	0
	57	<u>257,800</u>	2,500	<u>298,900</u>	1,200	370,300	0	396,300	0	459,200	0
	58	<u>258,500</u>	2,200	<u>301,300</u>	1,200	371,800	0	397,500	0		
	59	<u>259,600</u>	2,200	<u>303,500</u>	1,200	373,300	0	398,700	0		
	60	<u>260,600</u>	2,000	<u>306,100</u>	1,200	374,700	0	400,000	0		
	61	<u>261,700</u>	1,800	<u>308,300</u>	1,100	375,800	0	401,200	0		
	62	<u>262,600</u>	1,700	<u>310,700</u>	1,100	377,200	0	402,200	0		
	63	<u>263,700</u>	1,400	<u>313,000</u>	1,100	378,600	0	403,600	0		
	64	<u>264,500</u>	1,100	<u>315,200</u>	1,100	379,900	0	404,900	0		
	65	<u>265,800</u>	1,100	<u>317,300</u>	1,000	381,200	0	406,100	0		
	66	<u>267,200</u>	1,100	<u>319,100</u>	800	382,500	0	407,200	0		
	67	<u>268,600</u>	1,100	<u>320,700</u>	400	383,700	0	408,400	0		
	68	<u>270,200</u>	1,100	<u>322,300</u>	0	385,000	0	409,500	0		
	69	<u>271,500</u>	1,000	<u>324,200</u>	0	386,300	0	410,500	0		
	70	<u>272,800</u>	1,000	<u>326,300</u>	0	387,400	0	411,700	0		
	71	<u>274,100</u>	1,000	<u>328,400</u>	0	388,700	0	412,900	0		
	72	<u>275,400</u>	1,000	<u>330,400</u>	0	389,900	0	414,100	0		
	73	<u>276,400</u>	900	<u>332,500</u>	0	391,300	0	414,700	0		
	74	<u>277,600</u>	900	<u>334,600</u>	0	392,300	0	415,500	0		
	75	<u>278,900</u>	900	<u>336,800</u>	0	393,400	0	416,200	0		
	76	<u>279,900</u>	900	<u>339,000</u>	0	394,400	0	416,700	0		
	77	<u>280,800</u>	600	<u>340,700</u>	0	395,300	0	417,000	0		
	78	<u>281,800</u>	400	<u>342,600</u>	0	396,300	0	417,400	0		
	79	<u>282,800</u>	200	<u>344,300</u>	0	397,400	0	417,800	0		
	80	<u>283,800</u>	0	<u>346,100</u>	0	398,500	0	418,200	0		
	81	284,900	0	347,900	0	399,200	0	418,500	0		
	82	286,100	0	349,700	0	400,100	0	418,900	0		
	83	287,300	0	351,100	0	401,000	0	419,300	0		
	84	288,500	0	352,900	0	401,900	0	419,600	0		
	85	289,500	0	354,100	0	402,700	0	419,900	0		
	86	290,600	0	355,700	0	403,600	0	420,300	0		
	87	291,600	0	357,200	0	404,400	0	420,700	0		
	88	292,800	0	358,700	0	405,200	0	421,000	0		
	89	293,900	0	360,000	0	405,800	0	421,300	0		
	90	295,000	0	361,300	0	406,500	0	421,600	0		
	91	296,200	0	362,700	0	407,200	0	421,900	0		
	92	297,400	0	364,100	0	407,900	0	422,100	0		
再任 職員 以外の 職員	93	297,900	0	365,600	0	408,500	0	422,300	0		
	94	298,900	0	366,900	0	409,000	0	422,600	0		
	95	300,000	0	368,200	0	409,400	0	422,900	0		
	96	301,200	0	369,400	0	409,800	0	423,100	0		

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
	97	302,200	0	370,400	0	410,200	0	423,300	0		
	98	303,300	0	371,400	0	410,500	0	423,600	0		
	99	304,300	0	372,400	0	410,800	0	423,900	0		
	100	305,400	0	373,400	0	411,000	0	424,100	0		
	101	306,300	0	374,300	0	411,200	0	424,300	0		
	102	307,400	0	375,300	0	411,500	0	424,600	0		
	103	308,500	0	376,300	0	411,800	0	424,900	0		
	104	309,500	0	377,300	0	412,000	0	425,100	0		
	105	310,100	0	378,100	0	412,200	0	425,300	0		
	106	311,000	0	379,000	0	412,500	0	425,600	0		
	107	311,800	0	379,900	0	412,800	0	425,900	0		
	108	312,600	0	380,900	0	413,000	0	426,100	0		
	109	313,500	0	381,700	0	413,200	0	426,300	0		
	110	313,900	0	382,700	0	413,500	0	426,600	0		
	111	314,300	0	383,700	0	413,800	0	426,900	0		
	112	314,800	0	384,700	0	414,000	0	427,100	0		
	113	315,400	0	385,300	0	414,200	0	427,300	0		
	114	315,800	0	386,200	0	414,500	0	427,600	0		
	115	316,300	0	387,100	0	414,800	0	427,900	0		
	116	316,800	0	388,000	0	415,000	0	428,100	0		
	117	317,400	0	388,800	0	415,200	0	428,300	0		
	118	317,900	0	389,500	0	415,500	0	428,600	0		
	119	318,300	0	390,300	0	415,800	0	428,900	0		
	120	318,800	0	391,100	0	416,000	0	429,100	0		
	121	319,300	0	391,700	0	416,200	0	429,300	0		
	122	319,700	0	392,500	0	416,500	0				
	123	320,200	0	393,200	0	416,800	0				
	124	320,700	0	393,900	0	417,000	0				
	125	321,300	0	394,500	0	417,200	0				
	126	321,600	0	395,200	0	417,500	0				
	127	321,900	0	395,700	0	417,800	0				
	128	322,200	0	396,300	0	418,000	0				
	129	322,400	0	397,000	0	418,200	0				
	130	322,700	0	397,600	0	418,500	0				
	131	323,000	0	398,100	0	418,800	0				
	132	323,300	0	398,600	0	419,000	0				
	133	323,500	0	398,900	0	419,200	0				
	134	323,700	0	399,200	0	419,500	0				
	135	323,900	0	399,500	0	419,800	0				
	136	324,200	0	399,800	0	420,000	0				
	137	324,500	0	400,100	0	420,200	0				
	138	324,700	0	400,400	0						
	139	325,000	0	400,700	0						
	140	325,300	0	401,000	0						
	141	325,500	0	401,300	0						
	142	325,700	0	401,600	0						
	143	326,000	0	401,900	0						
	144	326,200	0	402,200	0						

職員 の区 分	職務の 級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
	145	326,500	0	402,400	0						
	146	326,700	0	402,700	0						
	147	327,000	0	403,000	0						
	148	327,300	0	403,200	0						
	149	327,500	0	403,400	0						
	150	327,700	0	403,700	0						
	151	328,000	0	404,000	0						
	152	328,300	0	404,200	0						
	153	328,500	0	404,400	0						
	154	328,700	0	404,700	0						
	155	329,000	0	405,000	0						
	156	329,300	0	405,200	0						
	157	329,500	0	405,400	0						
	158	329,700	0	405,700	0						
	159	330,000	0	406,000	0						
	160	330,300	0	406,200	0						
	161	330,500	0	406,400	0						
	162	330,700	0	406,700	0						
	163	331,000	0	407,000	0						
	164	331,300	0	407,200	0						
	165	331,500	0	407,400	0						
	166			407,700	0						
	167			408,000	0						
	168			408,200	0						
	169			408,400	0						
	170			408,700	0						
	171			409,000	0						
	172			409,200	0						
	173			409,400	0						
	174			409,700	0						
	175			410,000	0						
	176			410,200	0						
	177			410,400	0						
	178			410,700	0						
	179			411,000	0						
	180			411,200	0						
	181			411,400	0						
	182			411,700	0						
	183			412,000	0						
	184			412,200	0						
	185			412,400	0						
再任 用職 員		234,000	0	274,300	0	296,600	0	324,400	0	405,200	0

学校職員の給与等に関する条例（昭和 32 年神奈川県条例第 56 号）新旧対照表  
 〈第 1 条関係〉

改 正	現 行
第 1 条～第 9 条 （略） （地域手当） 第 9 条の 2 （略） 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100 分の 12.05</u> を乗じて得た額とする。 3 （略） 第 9 条の 3～第 19 条の 3 （略） （勤勉手当） 第 20 条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 105</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100 分の 125</u> ）を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 50</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100 分の 60</u> ）を乗じて得た額の総額 3～5 （略） 第 20 条の 2～第 29 条 （略）	第 1 条～第 9 条 （略） （地域手当） 第 9 条の 2 （略） 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100 分の 12</u> を乗じて得た額とする。 3 （略） 第 9 条の 3～第 19 条の 3 （略） （勤勉手当） 第 20 条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 95</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100 分の 115</u> ）を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 45</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100 分の 55</u> ）を乗じて得た額の総額 3～5 （略） 第 20 条の 2～第 29 条 （略）

〈第 2 条関係〉

改 正	現 行
第 1 条～第 7 条 （略） （管理職手当） 第 7 条の 2 管理職手当は、 <u>総括校長（これに相当する者を含む。以下同じ。）</u> 、校長、副校長（これに相当する者を含む。以下同じ。）及び	第 1 条～第 7 条 （略） （管理職手当） 第 7 条の 2 管理職手当は、 <u>_____</u> 、校長、副校長（これに相当する者を含む。以下同じ。）及び

改 正	現 行
<p>教頭並びに人事委員会の定める船舶の船長に対して支給する。</p> <p>2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 <u>の 100 分の 23</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>第 8 条・第 9 条 (略) (地域手当)</p> <p>第 9 条の 2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100 分の 12.09</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 9 条の 3～第 18 条の 3 (略) (期末手当)</p> <p>第 19 条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額 <u>(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に 100 分の 10 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)</u> を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>第 19 条の 2・第 19 条の 3 (略) (勤勉手当)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在 (退</p>	<p>教頭並びに人事委員会の定める船舶の船長に対して支給する。</p> <p>2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 <u>の 100 分の 20</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>第 8 条・第 9 条 (略) (地域手当)</p> <p>第 9 条の 2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100 分の 12.05</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 9 条の 3～第 18 条の 3 (略) (期末手当)</p> <p>第 19 条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額 _____ _____ _____ を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>第 19 条の 2・第 19 条の 3 (略) (勤勉手当)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在 (退</p>

改 正	現 行
<p>職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 100</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 120</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 47.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 57.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第 20 条の 2 (略) (義務教育等教員特別手当)</p> <p>第 20 条の 3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第 1 項及び前項において「教育職員」とは、<u>総括校長、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。</u></p> <p>5 (略) (定時制通信教育手当)</p> <p>第 20 条の 4 定時制通信教育手当は、定時制の課程(夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。)を置く高等学校又は通信教育を行う高等学校の<u>総括校長(本務として当該高等学校の総括校長の職にある者に限る。)</u>、<u>校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)</u>、<u>副校長(本務として当該高等学校の副校長の職にある者に限る。)</u>及び<u>教頭(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。)</u>並びに本務として定時制教育(夜間において授業を行う課程に係るものに限る。)又は通信教育に従事する総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。)及び<u>実習助手(人事委員会規則で定める者に限る。)</u>に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 21 条～第 29 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略) (給料表異動等における号給の決定等の特例)</p>	<p>職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 105</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 125</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 50</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 60</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第 20 条の 2 (略) (義務教育等教員特別手当)</p> <p>第 20 条の 3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第 1 項及び前項において「教育職員」とは、<u>_____、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。</u></p> <p>5 (略) (定時制通信教育手当)</p> <p>第 20 条の 4 定時制通信教育手当は、定時制の課程(夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。)を置く高等学校又は通信教育を行う高等学校の<u>_____</u>校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)<u>及び教員(副校長(本務として当該高等学校の副校長の職にある者に限る。))、_____</u><u>定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭</u>並びに本務として定時制教育(夜間において授業を行う課程に係るものに限る。)又は通信教育に従事する総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。)及び<u>人事委員会規則_____で定める実習助手</u>に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 21 条～第 29 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略) (給料表異動等における号給の決定等の特例)</p>



改正	現行
<p>4 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動（教育職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表の適用を受ける職員から教育職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。）並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）又は給与条例第3条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに教育職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第3号に掲げる公安職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動（以下「給料表異動等」という。）をした者の号給を決定する場合において、第5条第1項及び第2項の規定により受けるべき号給（以下「新号給」という。）が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給（この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給（別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。）を含む。以下「旧号給」という。）に達しないこととなるとき（人事委員会規則で定める場合を除く。）のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えるときは、最高号給）の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。<u>この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第19条第5項（第20条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、第19条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第4項に規定する差額に相当する額との合計額」とする。</u></p>	<p>4 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動（教育職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表の適用を受ける職員から教育職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。）並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）又は給与条例第3条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに教育職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第3号に掲げる公安職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動（以下「給料表異動等」という。）をした者の号給を決定する場合において、第5条第1項及び第2項の規定により受けるべき号給（以下「新号給」という。）が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給（この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給（別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。）を含む。以下「旧号給」という。）に達しないこととなるとき（人事委員会規則で定める場合を除く。）のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えるときは、最高号給）の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

改 正	現 行																						
<p>5～13 (略)</p> <p>14 附則第 10 項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する第 19 条第 5 項 (第 20 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。) 及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 (昭和 46 年神奈川県条例第 67 号) 第 3 条第 1 項の規定の適用については、第 19 条第 5 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第 10 項、第 12 項又は第 13 項の規定による給料の額との合計額」と、同条例第 3 条第 1 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と給与条例附則第 10 項、第 12 項又は第 13 項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>15 (略)</p> <p>別表第 1 (第 3 条関係) (略)</p> <p>備考 1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する総括校長、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p style="text-align: center;">2・3 (略)</p> <p>別表第 2～別表第 5 (略)</p> <p>別表第 6 (第 4 条関係)</p> <p style="text-align: center;">級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給料表の種類</th> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">基準となるべき職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">教育職 給料 表</td> <td style="text-align: center;">1 級～ 4 級</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td style="text-align: center;">総括校長又は校長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	給料表の種類	職務の級	基準となるべき職務	教育職 給料 表	1 級～ 4 級	(略)	5 級	総括校長又は校長の職務	(略)			<p>5～13 (略)</p> <p>14 附則第 10 項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する_____</p> <p style="text-align: center;">_____公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 (昭和 46 年神奈川県条例第 67 号) 第 3 条第 1 項の規定の適用については、_____</p> <p style="text-align: center;">_____同項中「給料月額」とあるのは、「_____給与条例附則第 10 項、第 12 項又は第 13 項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>15 (略)</p> <p>別表第 1 (第 3 条関係) (略)</p> <p>備考 1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する_____校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p style="text-align: center;">2・3 (略)</p> <p>別表第 2～別表第 5 (略)</p> <p>別表第 6 (第 4 条関係)</p> <p style="text-align: center;">級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給料表の種類</th> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">基準となるべき職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">教育職 給料 表</td> <td style="text-align: center;">1 級～ 4 級</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td style="text-align: center;">校長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	給料表の種類	職務の級	基準となるべき職務	教育職 給料 表	1 級～ 4 級	(略)	5 級	校長の職務	(略)		
給料表の種類	職務の級	基準となるべき職務																					
教育職 給料 表	1 級～ 4 級	(略)																					
	5 級	総括校長又は校長の職務																					
(略)																							
給料表の種類	職務の級	基準となるべき職務																					
教育職 給料 表	1 級～ 4 級	(略)																					
	5 級	校長の職務																					
(略)																							

<第 3 条関係>

改 正	現 行
<p>第 1 条～第 29 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(給料表異動等における号給の決定等の特例)</p>	<p>第 1 条～第 29 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(給料表異動等における号給の決定等の特例)</p>

改正	現行
<p>4 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動（教育職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表の適用を受ける職員から教育職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。）並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）又は給与条例第3条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに教育職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第3号に掲げる公安職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動（以下「給料表異動等」という。）をした者の号給を決定する場合において、第5条第1項及び第2項の規定により受けるべき号給（以下「新号給」という。）が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給（この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給（別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。）を含む。以下「旧号給」という。）に達しないこととなるとき（人事委員会規則で定める場合を除く。）のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えるときは、最高号給）の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとする。</p>	<p>4 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動（教育職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表の適用を受ける職員から教育職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。）並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）又は給与条例第3条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに教育職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第3号に掲げる公安職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動（以下「給料表異動等」という。）をした者の号給を決定する場合において、第5条第1項及び第2項の規定により受けるべき号給（以下「新号給」という。）が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給（この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給（別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。）を含む。以下「旧号給」という。）に達しないこととなるとき（人事委員会規則で定める場合を除く。）のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えるときは、最高号給）の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第19条第5項（第20条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、第19条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第4項に規定する差額に相当する額との合計額」とする。</p>



IX 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年神奈川県条例第67号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、<u>総括校長（これに相当する者を含む。）</u>、校長、副校長（これに相当する者を含む。）、教頭、総括教諭（これに相当する者を含む。）、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>第3条～第7条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは_____、校長、副校長（これに相当する者を含む。）、教頭、総括教諭（これに相当する者を含む。）、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>第3条～第7条 (略)</p>